

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 七〇五
(同) 七〇五

都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(下水道課) 七〇六

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
公共測量の終了
指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

(商業・金融課) 七〇六
(用地課) 七〇六
(建築指導課) 七〇七

告示

岐阜県告示第五百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月九日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区間	区域の幅員		延長	備考
				前	後		
名下丸山線			下呂市馬瀬西村字下野一五四番六八地先地内	三・七 四・六	三・七 三・七	八五・〇	

岐阜県告示第五百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

第二千九百九十七号
平成三十年十一月九日

(金曜日)

課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	一般国道
路線名	四百十八号
区間	恵那市三郷町佐々良木字伊保一三三六番一地从先から同市同町同字同一三三五番一地从先まで
延長(メートル)	九五四
供用開始の期日	平成三〇・二・一九
備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)	平成六・八・九

岐阜県告示第五百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により瑞浪都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年十一月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
瑞浪市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
瑞浪都市計画下水道事業 瑞浪市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和三十七年十月六日から
平成三十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年十一月九日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年十一月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
マックスバリュ岐阜元町店
岐阜市元町一丁目一〇番一 外
- 二 意見の概要
住民の意見
・ 廃棄物について
(届出事項 変更)

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
東海防衛支局
- 二 作業種類
公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成三十年七月九日から
同 年九月二十八日まで

四 作業地域
各務原市

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出のあつた指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社グッド・アイズ建築検査機構

二 変更しようとする事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

（変更前）東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号
神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五七番地

（変更後）東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号
神奈川県横浜市西区高島二丁目一九番二二号

三 変更した日

平成三十年十一月一日

平成三十年十一月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社